

- 新年会中止
- 支部暴力追放研修会
- 山形警察署長から感謝状受賞

発行所 山形県遊技業協同組合 〒990-0057 山形市宮町5-10-19 電話023-615-6922 FAX023-615-6923
Eメール yamagata@zennichiyuren.or.jp HP http://www.yamagatayukyo.jp/

理事会決定事項 2020.12.1

1 県理事会は、2020年2月4日（木）決定について

例年、理事会・税務セミナー・新年会をセットで開催していましたが、新型コロナウイルスの感染拡大状況を受け、理事会のみの開催とし、税務セミナー及び新年会は開催致しません。通常の午後1時から組合会議室での開催と決まりました。

2 各支部暴力追放研修会の開催

山形支部

1月18日（月）午後1時00分～午後2時30分

パレスグランデール

講師 山形県警察本部刑事部組織犯罪対策課
暴力団対策担当課長補佐 中川 裕昭 氏

置賜支部

1月27日（水）午後1時00分～午後2時30分

ホテルモントビュー米沢

講師 米沢警察署刑事第二課長 遠藤 武 氏

最北支部

2月9日（火）午後1時00分～午後2時30分

天童ホテル

講師 尾花沢警察署刑事生安課長 石垣 正明 氏

庄内支部

2月17日（水）日午後1時00分～午後2時30分

いろり火の里 田田

講師 鶴岡警察署刑事第二課長 成原 健一 氏

例年、講話は管内の暴力団情勢と不当要求行為の対応要領を主に依頼してきましたが、今年度は過去の事例を中心に暴力団の実態等についてお願いしております。組合員の皆様には、午後零時から昼食を準備しております。

3 令和3年度通常総会・祝賀会の開催について

日時 令和3年6月22日（火）

場所 ホテルキャッスル

理事会 午後1時30分～午後2時20分

通常総会 午後2時40分～午後4時00分

警察行政講話 午後4時10分～午後5時00分

祝賀会 午後5時30分～午後7時30分

なお、祝賀会はコロナ感染拡大状況により中止判断

4 庄内町役場への防犯カメラ等の寄贈について

～贈呈式～

12月24日（木）午後1時30分

庄内町役場

寄贈品

防犯カメラ1基、SDカード

寄贈者 山形県遊技業協同組合 渡辺専務理事

被寄贈者 庄内町長 原田 眞樹 氏

陪席者 庄内警察署長 武田 浩明氏

5 県遊協独自の年末年始のテレビCM放映について

放送日 12月25日（金）～12月31日（木）

1月6日（水）～1月10日（日）

フリップイメージ

新型コロナウイルス感染防止対策実施中！

この冬も安心してお楽しみください。

山形県遊技業協同組合

ナレーション

パチンコホールは、店内の換気・消毒など、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行い、この冬も皆様に安心して楽しんでいただける環境を作っています。

皆様のご来店をお待ちしております。

画面の動き

15秒間、画面両端の雪の結晶が上から下に降ってくる。

6 県遊協主催の献血活動

県内のホールから県遊協を主体に献血による社会貢献活動の提案を受け、県の赤十字センターに確認したところ「例年、冬場の献血が少なく、しかも今冬は新型コロナの影響により、献血が非常に少なくなる」とのことです。

これらを踏まえ、県遊協を主体として県内の全ホールに声かけをして、一人でも多くの方に献血に参加していただくことになりました。

既に県遊協から文書を発出しておりますのでご確認下さい。

報告

1 全日の賦課金、健全化推進機構の特別会費、全日防連の会費

算定基準の設置台数について本年度と同様、2021年1月31日現在の休業店舗を除いた加盟店舗の機械設置台数を基準に決定しました。

2 年末年始に撤去期限を迎える遊技機の取扱い

2021年1月11日までに撤去ができない場合には、2021年1月19日までに、対象となる全ての遊技機を撤去することで誓約書を履行したとみなすこととしたのは、遊技機の入替について、都道府県公安委員会によって、当月内に入替日等が限定されているケースがあり、年明け最初の入替指定日が、2021年1月12日以降となる地域が複数あることを把握したことによります。また、「19日まで」という部分が独り歩きして「1月11日の撤去が19日まで一律に延長された」と誤解した方もおり、19日までとしたのは、年明け最初の入替指定日が2021年1月19日となる地域が判明したためであり、撤去期限に関する行政当局との約束は、あくまでも1月11日までという点について、何ら変更はありません。

元々、1月11日まで撤去期限を延長した理由は、年末年始について、遊技機入替の手続きの関係上、地域によっては12月上旬に撤去しなければならない所もあり、撤去期限を1月11日まで延長することにより、全国のホールがきちんと外しやすい環境を整えることにあります。

これを延長し過ぎると、遊技機メーカー側にも大きな影響が出てくることから「撤去期限を1月11日まで」にと全機連と行政当局に説明し、理解を得たという経緯があります。

経過措置期間が1年延長された時点で、遊技機メーカーにとって、新台販売の機会を先延ばしにするということになり、こうした負担を強いる以上、我々ホール側としても21世紀会決議を守らねばならない責務があります。そこで、年末年始が特別な時期であることを勘案し、全国のホールがきちんと外しやすい環境を整えることによって、守らない者が出ないようにした、というのが今回の措置の趣旨であります。そのうえで、対象遊技機の撤去期限は、あくまでも1月11日までであります。年明け最初の入替指定日が、1月12日以降となる地域においては、最長でも1月19日までの、その地域の年明け最初の入替指定日までに、全ての対象遊技機を撤去していただく、というのが今回の措置の要旨であります。

3 パチンコ・パチスロ依存問題への対応

フォーラムの開催日を5月13日とし、東京・日暮里のサニーホールで行うことにしました。一般向け啓発期間中ネット配信。

4 (株)エールジャパンによる光触媒でのインフルエンザ対策

新東京楽の関連会社の(株)エールジャパンでは、ホールの壁や天井のウイルスを光触媒により除菌することが出来るということで、各ホールに訪問し、セールスをしたいとあります。参考までに工事費用については施工面積1平方メートル当り、1500円となっております。

井上理事長・金村副理事長が、長年警察行政への社会貢献活動の功労が認められ山形警察署長から感謝状を受賞

おめでとうございます。

11月30日、山形警察署において井上理事長・金村副理事長の2人が個人表彰として署長から感謝状受賞しました。

両名は、長年にわたり警察行政の防犯活動や交通事故抑止活動等に組合活動の業績と合わせて個人としても幅広く貢献されたことが高く評価されたものです。

専務理事の部屋

今年も組合活動にご理解とご協力をいただきましてありがとうございました。事務局一同心から御礼申し上げます。来年もよろしく願いいたします。